

○射水市設計業務等に関する検査要領

平成19年3月30日

告示第99号

(趣旨)

第1条 この要領は、射水市が発注する建設工事に係る測量、調査、設計業務等の委託業務(以下「委託業務」という。)の契約の適正な履行を確保するため、完了検査及び部分完了検査(以下「検査」と総称する。)に関し、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、射水市会計規則(平成17年射水市規則第27号)、射水市設計業務等標準委託契約約款、その他法令又はこれに基づく規則に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 課長 事業を所管する課長(射水市行政組織規則(平成17年射水市規則第4号。以下「規則」という。)規則第5条に規定する課長及び第2条第3項に規定する出先機関の長並びに行政センター長、消防本部の課長、教育委員会事務局の課長、上下水道部の課長及び病院事務局の課長をいう。)をいう。
- (2) 完了検査 委託業務の完了を確認するための検査をいう。
- (3) 部分完了検査 業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分及び受注者の承諾を得て引渡しを受ける部分(以下「指定部分」という。)の完了を確認するための検査をいう。
- (4) 検査員 検査を行う職員で次に掲げるものをいう。
 - ア 検査監の工事検査員
 - イ 市長が任命した工事検査員
 - ウ 課長が任命した主査以上の職員(当該委託業務の監督員以外の者に限る。)
- (5) 監督員 課長が選任した委託業務を監督する者をいう。
- (6) 受注者 射水市と委託業務の契約を締結した相手方をいう。
- (7) 管理技術者 契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うほか、委託料の変更、履行期間の変更、委託料の請求及び受理、契約の解除に係る権限を除き契約に基づく受注者の権限を行使できる者をいう。
- (8) 照査技術者 成果物の内容の技術照査を行う者をいう。

(検査の実施区分)

第3条 検査は、検査の種類ごとに、検査対象委託業務を別表1のとおり区分して行うものとする。

(検査の命令等)

第4条 検査監は、検査依頼書(様式第1号)により検査の依頼があったときは、別表1に定める区分に従い、検査伺(様式第2号)により検査を命ずるものとする。ただし、やむを得ない事由又は特に必要がある場合は、この限りでない。

2 当該委託業務が、特に専門的又は技能を必要とする等の理由により前項の規定により難しい場合は、当該所属以外の者に検査を依頼することができるものとする。

3 課長は、別表1に定める区分に従い、検査を命ずるものとする。ただし、やむを得ない事由又は特に必要がある場合は、検査依頼書により検査監に検査を依頼することができる。

4 2人以上の検査員により検査を行う必要があると認められる場合は、それぞれの検査員の検査対象を委託業務の種別等により定めるとともに、総括する検査員を定めなければならない。

(検査の命令の時期)

第5条 検査を命ずる時期は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 完了検査 業務完了届(様式第3号)の提出があったとき。

(2) 部分完了検査 指定部分に係る業務完了届(様式第4号)の提出があったとき。

(検査の方法)

第6条 検査員は、契約図書その他検査に必要な法令及び基準に基づき、検査を行うものとする。

(検査の立会い)

第7条 検査は、監督員及び管理技術者のほか、照査技術者を選定している場合は照査技術者の立会いのもとに行うものとする。

(検査の復命)

第8条 検査員は、検査の結果を完了検査復命書(様式第5号)、指定部分に係る完了検査復命書(様式第6号)により、速やかに検査監及び課長(以下「検査命令者」という。)並びに別表2に定める専決権者に復命するものとする。

2 検査員は完了検査結果通知書(様式第7号)、指定部分に係る完了検査結果通知書(様式第8号)を受注者に送付するとともに、その写しを課長に送付するものとする。

(修補)

第9条 検査員は、検査において修補の必要があると認める委託業務については、修補の程度に応じて、検査命令者と協議し、必要な処置を行うものとする。

2 課長は、検査員から検査不合格の復命又は通知を受けたときは、受注者に業務修補請求書(様式第9号)を送付し、修補業務協議書(様式第10号)を提出させるものとする。

3 課長は、前項の修補業務協議書の内容を検討し、適当であると認めたときは、修補業務承認通知書(様式第11号)を受注者に送付するものとする。

4 当該委託業務の修補が軽微な場合にあっては、第1項の規定にかかわらず、検査員は、業務修補指示書(様式第12号)により受注者に修補を指示し、業務修補承諾書(様式第13号)を提出させるものとする。ただし、速やかに修補できるものについては、口頭によることができる。

5 検査員が前項の指示をしたときは、課長に業務修補指示書の写しを送付するものとする。
(修補委託業務に係る完了検査等)

第10条 前条の修補が完了したときは、受注者から修補業務完了届(様式第14号)を提出させるものとする。

2 検査命令者は、受注者から修補業務完了届が提出されたときは、原則として当該業務の完了検査を行った検査員に修補業務の完了に係る検査(以下「修補業務完了検査」という。)を行うよう命ずるものとする。

3 前条第4項の指示を行った検査員は、受注者から修補業務完了届の提出があったときは、速やかに再検査を行わなければならない。ただし、口頭で指示した修補については、修補事項が完了したときは、監督員の報告をもって再検査を省略することができる。

4 前2項の修補業務完了検査又は再検査は、修補業務完了届が提出された日から10日以内に行うものとし、この場合、第6条から第8条までの規定を準用するものとする。ただし、修補業務完了検査の復命は修補業務完了検査復命書(様式第15号)により、検査結果の通知は修補業務完了検査結果通知書(様式第16号)により行う。

(委託業務の成績評定)

第11条 検査は、完了検査を実施したときは、射水市設計業務等成績評定要領に基づき成績を評定するものとする。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。